

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月3日(木)午後3時から午後3時50分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林	喜太郎	委員	3番	金	杉	勝	城	委員
4番	布施	陽子	委員	5番	高	品	文	敬	委員
6番	椎	名	寛	委員	7番	布施	行	雄	委員
8番	小林	須美子	委員	9番	太	田	憲	一	委員
10番	大木	武一	委員	11番	鈴木		茂		委員
12番	佐藤	正剛	委員	13番	石	田	利	之	委員
14番	安藤	幸春	委員	15番	穴	澤	久	男	委員
16番	伊藤	栄治	委員	17番	渡	邊	弘	仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	伊藤	輝夫	委員	19番	秋	山	菊	次	委員			
20番	布施	利雄	委員	21番	加	瀬	安	男	委員			
22番	並	木	昭	男	委員	23番	鎌	形	豊	委員		
24番	山	崎	幸	治	委員	25番	塚	本	繁	雄	委員	
26番	木	原	正	勝	委員	27番	江	波	戸	和	男	委員
29番	石	橋		誠	委員							

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

28番 寺本利幸 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 3名

7 会議の概要

- 事務局 ただ今から令和3年6月農業委員会定例総会を開会いたします。
- 渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。
- 事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。
- 議長 本日の出席農業委員は16名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、11番鈴木茂委員、12番佐藤正剛委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る6月1日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。
- 7番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る6月1日、午後1時より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和3年5月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細説明につきましては、事務

局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和3年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る6月1日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7 番 本件につきましては、去る6月1日、午後1時より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定

に基づき、令和3年5月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和3年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和3年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番及び3番は、所有権移転に関する件であります。番号2番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から3番までについて議案書を基に朗読】

番号1番から3番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

15番 　　番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 　　賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑224㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、コンテナ置場用地として畑588㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、養豚出荷場用地として畑2,708㎡の内349.36㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号4番について、専用住宅用地として畑251㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号5番について、建売分譲住宅(2棟)用地として畑524㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、転用目的が建売分譲住宅の場合、過去の許可済地での転用事業が適正に完了されていることが必要になっております。譲受人は過去に15棟分の許可を受けており、その内2棟がまだ未完成ではありますが、完成に向けて努力することです。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1番 　　番号1番について、譲受人は、市外の賃貸住宅で生活しておりますが、実家に隣接する申請地に住宅を建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

5番 　　番号2番について、譲受人は、運送業を営んでおりますが、大型トラック等のスペアタイヤの保管場所として申請地に車庫コンテナ置場を設置しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

9番 　　番号3番について、譲受人は、市外で養豚業を営んでおりますが、伝染病を考慮し、出荷業者を自社農場から離れた場所に出迎える必要が生じたため、申請地に養豚出荷場の整備を計画しようとするものです。農用地区域内農地ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

番号4番について、譲受人は、実家で生活しておりますが、手狭になったため、実家と道路を挟んで反対側の申請地に住宅を建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

8 番 番号5番について、譲受人は、不動産業を営んでおりますが、申請地に建売分譲住宅の建築を計画しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて 5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年6月3日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。